

「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する件」の概要

出入国在留管理庁

第1 趣旨

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、出入国管理及び難民認定法施行規則の規定の整備を行うもの。

第2 改正の概要

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和5年法律第56号）の一部施行により、補完的保護対象者の認定制度が設けられることに伴い、以下のとおり、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）の一部を改正する。

（1）申請等の手続に係る規定

補完的保護対象者である旨の認定の申請における申請方法及び提出資料についての規定を整備するとともに、補完的保護対象者である旨の認定をしない旨の通知や認定の取消しの方式、補完的保護対象者認定証明書等の様式を定めるなど必要な規定を整備する。

（2）出入国在留管理庁長官の権限の委任

難民認定証明書の返納を受ける権限についての取扱いに準じて、補完的保護対象者認定証明書の返納を受ける権限についても地方出入国在留管理局長に委任することができるよう規定を整備する。

（3）その他

在留カードの記載事項等、永住許可申請における提出資料、みなし再入国許可における再入国の許可を要する者に関する規定等に関し、補完的保護対象者である旨の認定を受けている者等についても難民である旨の認定を受けている者等と同様の取扱いができるよう規定を整備する。

第3 今後の予定

施行日：令和5年12月上旬